

期日	班	資料番号
11/24	1	6

# 平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	放課後児童クラブ運営事業
担当部課	福祉健康部子育て支援課

香 取 市

事業シート（概要説明書）																	
予算事業名	放課後児童クラブ運営事業・庁用車管理費（放課後児童クラブ費）						事業開始年度	昭和54年度									
上位施策事業名	子育て						担当局・部名	福祉健康部									
根拠法令等	児童福祉法、香取市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例						担当課・係名	子育て支援課・保育班									
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務						作成責任者	高橋 薫									
実施の背景	共働き世帯やひとり親家庭の増加、就業形態の変化に伴い、放課後や学校の長期休業期間中を一人で過ごす児童が増加した。子どもたちに放課後等の安全・安心な場所を提供し、児童の健全育成と保護者の就労支援や子育て支援をを図るため、旧佐原市において昭和54年に水郷学童保育所が開設され、その後旧3町においても学童保育所が開設された。子ども・子育て支援新制度施行により、平成27年度から対象児童が小学校6年生まで拡大されたことに伴い、利用者が大幅に増加している。現在香取市内では、公設公営15児童クラブ、民設民営2児童クラブ（補助金）、計17児童クラブ開設している。																
目的 (何のために)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、放課後や学校の長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童のうち、放課後児童クラブに入所を希望する者。						対象者数（全児童数に対する割合）									
								560	人	( 17.4 % )							
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施（直営） <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <u>直接</u> 間接）（補助先：民間児童クラブ ゆきはうす・明照保育園学童クラブ 実施主体：民間児童クラブ ゆきはうす・明照保育園学童クラブ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）															
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 児童の健全な育成を図るため、放課後や学校の長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供して育成支援を行う。民間児童クラブへの補助。 【公設】佐原、佐原第2、佐原第3、佐原第4、東大戸、瑞穂、新島、小見川中央、小見川中央第2、小見川中央第3、小見川西、小見川北、山田、山田第2、栗源 【民設】合同会社美咲グループ「ゆきはうす」、社会福祉法人明照福祉会「明照保育園学童クラブ」  基本時間 午前8時から午後6時まで（延長の場合、午後6時30分まで） ※民間施設は、独自時間有。 利用料金 通常料金 月額6,000円（8月は10,000円） 延長料金 月額1,000円 ※独自時間分等は別途徴収															
	関連事業 (同一目的事業等)	子ども教室（2箇所） 【つのみや放課後子ども教室】 登録者数(28人) 参加費(無料) 経費(756,389円) 【やまだ☆スタイル～む☆】 参加者数(30人) 参加費(傷害保険代や体験に必要な実費のみ負担) 経費(61,664円)															
コスト	30年度（予算）				29年度（決算）				28年度（決算）				27年度（決算）				
	事業費合計	19,556	千円	21,805	千円	15,136	千円	7,775	千円								
	事業費内訳 (平成29年度分)	需用費（消耗品費・薬品費・保育用品購入費・図書購入費・燃料費・光熱費・修繕料）2,228千円 役務費（電話料・口座振込手数料・賠償責任保険料）780千円 委託料（保守点検委託料・警備委託料・送迎業務委託料）5,196千円 備品購入費2,119千円 補助金（民間児童クラブ 美咲グループ・明照福祉会）7,881千円 庁用車管理費3,601千円（公用車購入費2,619千円）															
	担当正職員	1.1	人	7,810	千円	1.1	人	7,810	千円	1.0	人	7,100	千円	1.0	人	7,100	千円
	臨時職員等	60.4	人	67,016	千円	57.6	人	61,242	千円	51.7	人	57,816	千円	53.7	人	54,275	千円
人件費合計	61.5	人	74,826	千円	58.7	人	69,052	千円	52.7	人	64,916	千円	54.7	人	61,375	千円	
総事業費	94,382		千円	90,857		千円	80,052		千円	69,150		千円					
財源 内訳	国県支出金	43,884		千円	29,056		千円	26,038		千円	19,300		千円				
	地方債			千円			千円			千円			千円				
	その他特財	32,558		千円	37,575		千円	34,825		千円	32,092		千円				
	一般財源	17,940		千円	24,226		千円	19,189		千円	17,758		千円				
	財源合計	94,382		千円	90,857		千円	80,052		千円	69,150		千円				

事業シート（概要説明書）																																																			
予算事業名		放課後児童クラブ運営事業・庁用車管理費（放課後児童クラブ費）			事業開始年度																																														
					昭和54年度																																														
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度																																												
		定員数		人	590	580	510																																												
		放課後児童クラブ数		箇所	17	17	15																																												
	単位当たりコスト	総事業費	/	施設数	千円	5,345	4,709	4,610																																											
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	待機児童の解消																																																	
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度																																												
		在籍児童数（5月1日現在）		人	546	489	474																																												
		待機児童数（5月1日現在）		人	14	7	12																																												
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>待機児童対策のため、施設整備による定員の拡充を図った。                      佐原第3児童クラブ（平成27年4月1日開設）                      山田第2児童クラブ（平成27年4月1日開設）                      佐原第4児童クラブ（平成27年7月21日開設）                      小見川中央第3児童クラブ（平成27年7月21日開設）                      栗源児童クラブ（平成30年4月1日移設）                      利用者が年々増加しているため、施設を増設しているが待機児童が発生している。                      今後も待機児童の解消のため、施設整備や他の児童クラブへの送致等、対策を検討する。                      また、未整備の小学校区への対策も検討する。（利用希望者の把握と、ニーズによる今後の対策を検討するため平成29年度、30年度アンケート調査を実施した。）</p>																																																		
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>千葉県放課後児童健全育成事業実施状況（平成29年5月1日現在）より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>クラブ数</th> <th>定員数</th> <th>登録児童数</th> <th>待機児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銚子市</td> <td>11</td> <td>580</td> <td>503</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>茂原市</td> <td>17</td> <td>570</td> <td>556</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>成田市</td> <td>33</td> <td>1400</td> <td>1458</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>旭市</td> <td>22</td> <td>735</td> <td>734</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>四街道市</td> <td>17</td> <td>650</td> <td>625</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>匝瑳市</td> <td>11</td> <td>460</td> <td>551</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>多古町</td> <td>4</td> <td>190</td> <td>151</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東庄町</td> <td>2</td> <td>70</td> <td>190</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						市町村名	クラブ数	定員数	登録児童数	待機児童数	銚子市	11	580	503	4	茂原市	17	570	556	18	成田市	33	1400	1458	13	旭市	22	735	734	61	四街道市	17	650	625	0	匝瑳市	11	460	551	0	多古町	4	190	151	0	東庄町	2	70	190	0
市町村名	クラブ数	定員数	登録児童数	待機児童数																																															
銚子市	11	580	503	4																																															
茂原市	17	570	556	18																																															
成田市	33	1400	1458	13																																															
旭市	22	735	734	61																																															
四街道市	17	650	625	0																																															
匝瑳市	11	460	551	0																																															
多古町	4	190	151	0																																															
東庄町	2	70	190	0																																															
特記事項																																																			

★待機児童の内訳

小1	6
小2	1
小3	3
小4	4
小5	0
小6	0
計	14

★児童数 小学校1～3年生の総数 1,586人 小学校4～6年生の総数 1,637人 (合計3,223人)

No.	区分	児童クラブ名	所在地	実施場所	定員	開設	入所希望数		支援 員数		
							入所児童 数	待機児童 数			
1	公立公営	佐原児童クラブ	香取市佐原イ1800 (香取市立佐原小学校内)	学校の余裕 教室	40	S54.7開設(H27.4.1移設)	40	6	2		
2	公立公営	佐原第2児童クラブ	香取市佐原イ1800 (香取市立佐原小学校内)	学校の余裕 教室	40	H24.4.1開設(H27.4.1移設)	40	0	4		
3	公立公営	佐原第3児童クラブ	香取市佐原イ1800 (香取市立佐原小学校内)	学校の余裕 教室	40	H27.4.1開設	40	0	3		
4	公立公営	佐原第4児童クラブ	香取市佐原イ1800 (香取市立佐原小学校内)	学校の余裕 教室	40	H27.7.21開設	40	0	3		
5	公立公営	東大戸児童クラブ	香取市大戸877 (香取市立東大戸小学校内)	余裕教室以外 の学校施設	35	H26.4.1開設	22	0	3		
6	公立公営	瑞穂児童クラブ	香取市堀之内1770-96 (香取市立瑞穂小学校内)	学校の余裕 教室	25	H17.4開設	22	0	3		
7	公立公営	新島児童クラブ	香取市加藤洲681-1 (香取市立新島小学校内)	学校敷地内 専用施設	35	H23.4.1開設	37	2	3		
8	公立公営	小見川中央児童クラブ	香取市小見川94 (香取市立小見川中央小学校内)	学校の余裕 教室	35	H15.4開設	39	0	4		
9	公立公営	小見川中央第2児童クラブ	香取市小見川94 (香取市立小見川中央小学校内)	学校の余裕 教室	30	H25.4.1開設	31	0	4		
10	公立公営	小見川中央第3児童クラブ	香取市羽根川38 (小見川市民センター内)	公的施設利 用	30	H27.7.21開設	35	0	3		
11	公立公営	小見川西児童クラブ	香取市内野35 (香取市立小見川西小学校内)	学校敷地内 専用施設	35	H24.4.1開設	35	6	3		
12	公立公営	小見川北児童クラブ	香取市富田800 (香取市立小見川北小学校内)	学校の余裕 教室	35	H15.4開設	26	0	3		
13	公立公営	山田児童クラブ	香取市長岡1307-1 (香取市山田児童館内)	児童館	40	H15.4開設	35	0	4		
14	公立公営	山田第2児童クラブ	香取市長岡1307-1 (香取市山田児童館内)	児童館	30	H27.4.1開設	21	0	3		
15	公立公営	栗源児童クラブ	香取市岩部700 (栗源市民センター内)	公的施設利 用	40	H15.4開設	36	0	3		
小計							499	14	513	48	
16	民立民営	NPO法人子育て支援センターゆきはうす	香取市北2-11-5	民家	30	H16.4.1開設	26	0	4		
17	民立民営	明照保育園学童クラブ	香取市下小堀611-1	認定こども園	30	H27.4.1開設	21	0	2		
小計							60	47	0	6	
合計							590	546	14	560	54

★施設数

	公立公営	民立民営	計
H18	6	3	9
H19	6	3	9
H20	6	3	9
H21	6	3	9
H22	6	3	9
H23	8	1	9
H24	9	1	10
H25	10	1	11
H26	11	1	12
H27	13	2	15
H28	15	2	17
H29	15	2	17

放課後児童クラブ施設状況 (平成29年5月1日現在)

※<山田児童クラブ> 開設当初は2階で八都小のみ、1階は保健センター業務、2階は児童館業務。その後他小学校も利用し、合併後1階で保健センター業務をしなくなり、人数も増えたため、1階へ移動。(H22ごろ)

※<小見川中央児童クラブ> 小見川中央小改修工事のため、H26.4～H27.11まで小見川市民センター内に移設。

※<栗源児童クラブ> H15.4～栗源保育所内開設、H28.7.21～栗源市民センター内移設、H30.4栗源小学校内移設

※<ゆきはうす> H30.4～「合同会社美味グループゆきはうす」として開設。

※H23のみ、神里児童クラブを市で運営。H24～小見川西児童クラブ)

●運営費の比較(1施設あたり児童数40人・開所日数294日)

直営

保育料負担金(受益者負担)		3,040,000
人件費	担当正職員	520,667
	臨時職員等	4,023,735
その他経費		2,292,365
支出額		3,796,767

(うち国県交付金 2,184,067)

市負担 1,612,700

委託

保育料負担金(受益者負担)		3,040,000
人件費		4,023,735
その他経費		2,292,365
管理費(人件費の15%)		603,560
支出額		3,879,660

(うち国県交付金 2,586,440)

市負担 1,293,220

補助金

基本額	4,306,000
加算額	748,000
合計	5,054,000

(うち国県交付金 3,369,333)

市負担 1,684,667

# 香取市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

平成18年 3 月 27日 条例第114号

改正

平成20年 3 月 28日 条例第14号  
平成23年 1 月 25日 条例第 3 号  
平成23年 6 月 29日 条例第21号  
平成24年 3 月 27日 条例第12号  
平成25年 3 月 25日 条例第 7 号  
平成26年 6 月 25日 条例第15号  
平成26年11月25日 条例第32号  
平成27年 6 月 30日 条例第30号  
平成27年12月24日 条例第38号  
平成28年 6 月 30日 条例第27号  
平成28年12月22日 条例第37号  
平成29年12月19日 条例第19号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の 8 に規定する放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 市は、小学校の放課後帰宅しても保護者の適切な保護を受けることができない児童の保育を行い、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置する。

(名称及び位置)

**第 3 条** 放課後児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐原児童クラブ	香取市佐原イ1800番地 (香取市立佐原小学校内)

佐原第2児童クラブ	香取市佐原イ1800番地 (香取市立佐原小学校内)
佐原第3児童クラブ	香取市佐原イ1800番地 (香取市立佐原小学校内)
佐原第4児童クラブ	香取市佐原イ1800番地 (香取市立佐原小学校内)
東大戸児童クラブ	香取市大戸877番地 (香取市立東大戸小学校内)
瑞穂児童クラブ	香取市堀之内1770番地96 (香取市立瑞穂小学校内)
新島児童クラブ	香取市加藤洲681番地1 (香取市立新島小学校内)
小見川中央児童クラブ	香取市小見川94番地 (香取市立小見川中央小学校内)
小見川中央第2児童クラブ	香取市小見川94番地 (香取市立小見川中央小学校内)
小見川中央第3児童クラブ	香取市羽根川38番地 (香取市小見川市民センター内)
小見川西児童クラブ	香取市内野35番地 (香取市立小見川西小学校内)
小見川北児童クラブ	香取市富田800番地 (香取市立小見川北小学校内)
山田児童クラブ	香取市長岡1307番地1 (香取市山田児童館内)
山田第2児童クラブ	香取市長岡1307番地1 (香取市山田児童館内)
栗源児童クラブ	香取市岩部5025番地 (香取市立栗源小学校内)

(保育時間等)

**第4条** 放課後児童クラブの保育時間は、次のとおりとする。

(1) 通常保育 月曜日から金曜日までの小学校の授業終了から午後6時までとし、小学校の休業の日(土曜日を含む。)は午前8時から午後6時までとする。

(2) 延長保育 月曜日から土曜日までの午後6時から午後6時30分までとする。

2 放課後児童クラブの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(対象児童)

**第5条** 放課後児童クラブの対象児童は、市内の小学校に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 両親の就労及びこれに準ずる家庭で、家庭での保育を受けることができない児童

(2) 昼間、保護者が不在で家庭での保育を受けることができない児童

(3) 家庭に疾病者がおり、家庭での保育を受けることができない児童

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める児童は、対象とすることができる。

(入退所の許可)

**第6条** 放課後児童クラブに児童を入所又は退所させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(延長保育の許可)

**第7条** 児童に延長保育を受けさせようとするとき、又は延長保育を中止させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(放課後児童クラブ保育料)

**第8条** 前2条の規定による許可を受けた保護者は、放課後児童クラブ保育料(以下「保育料」という。)を納入しなければならない。

2 保育料の額は、次のとおりとする。

(1) 通常保育料 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ア 月曜日から土曜日までの保育 児童1人につき月額6,000円とする。

ただし、8月においては月額10,000円とする。

イ 土曜日のみの保育 児童1人につき月額2,000円とする。

(2) 延長保育料 児童1人につき月額1,000円とする。

3 前項第1号の規定にかかわらず、月の途中で入所し、又は退所した場合の当該月の保育料については、規則で定める。

(保育料の減免)

**第9条** 市長は、必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐原市学童保育条例（昭和54年佐原市条例第24号）、小見川町放課後児童クラブ条例（平成14年小見川町条例第27号）、山田町学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成15年山田町条例第4号）又は栗源町学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成15年栗源町条例第7号）（以下これらを「合併前の条例」という。）に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第8条の規定は、平成18年4月分以後の保育料について適用し、平成18年3月分までの保育料については、なお合併前の条例の例による。

**附 則**（平成20年3月28日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年1月25日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年6月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（平成24年3月27日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月25日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年6月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26年11月25日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月30日条例第30号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

**附 則**（平成27年12月24日条例第38号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

**附 則**（平成28年6月30日条例第27号）

この条例は、平成28年7月21日から施行する。

**附 則**（平成28年12月22日条例第37号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年12月19日条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。